

豊島区政公報

昭和 26 年 10 月 15 日

第 23 號

發行所 豊島区池袋一ノ五番地

豊島区役所

編集者 豊島区役所

印刷所 東京印刷株式會社

電話 大塚 (86) 1101-5

印刷 東京印刷株式會社

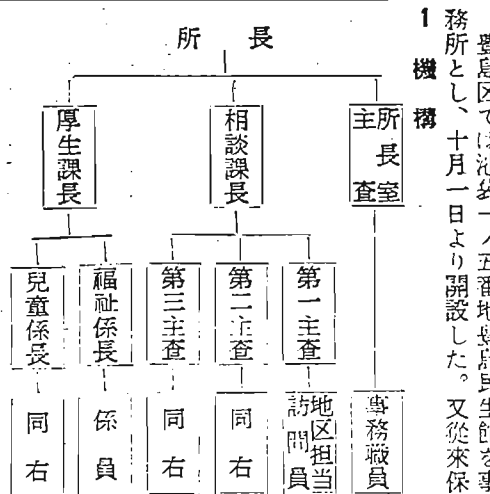
豊島福祉事務所発足す

十月一日より事務取扱開始

社会福祉に関する事務は従来区役所民生課で取扱つていたが本年三月二十九日社会福祉事業法（法律第四十五号）が公布になり同法第十三條の規定により福祉事務所を設置し社会福祉事業の全分野の中、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の三法に定める援護、育成、厚生等の措置に関する事務とこれに係をもつその他の社会福祉に関する事務を取扱うことになりました。

事務所は東京都民生局の直屬とし区に二十三、三多摩に三、三支庁に三、計二十九の福祉地区を設定し一地区毎に一事務所が設けられる。

豊島区では池袋一ノ五番地豊島民生館を事務所とし、十月一日より開設した。又従来係



1 機構

2 分科内容

A 所長室
人事、庶務、経理、統計などの事務を行う

B 相談課
援護、育成及び厚生など生活の保護に関する一切の個別的調査、相談、指導及び処置の事務を行う

C 厚生課
相談課所管事務以外一切の福祉事務を行う

尚①相談課には更に受付面接員をおくと共に児童福祉司、身体障害者福祉司を配置する

②相談課主査は出張所長を兼ねる場合もある

職員は所長以下五〇名を以て民生委員と緊密な連絡を図り保護者の援助、厚生、指導並に見につとめ事務の完璧を期している。

人事異動

(10月1日付)

民生課長 (兼務)	佐々木英夫 (現総務課長)
総務課長 (兼務)	佐々木英夫 (現総務課長)
財務課長	山本正
自治振興課長	山本正
収入役兼会計係長	山本正
教育課長	湯浅三郎
民生課長	湯浅三郎
同 援護係長	湯浅三郎
第一出張所長	久野茂
第七出張所長	久野茂
第九出張所分室主任心得	久野茂
東京都豊島福祉事務所所長	高津村
東京都発令	高津村
豊島消防團長	山本正
再任さる	山本正
豊島消防團長 森田米治氏は、去る四日任期満了となつたので、分團長会議の結果消防團員の総意に依り、再び同氏を推薦することに決定した。	
その結果須藤区長は直ちに消防團運営委員会に諮り、満場一致の承認を得たので、九日	

豊島消防團長再任さる

豊島消防團長 森田米治氏は、去る四日任期満了となつたので、分團長会議の結果消防團員の総意に依り、再び同氏を推薦することに決定した。

その結果須藤区長は直ちに消防團運営委員会に諮り、満場一致の承認を得たので、九日

区役所に世話係を新設致しました

本区に於ては此の度各区に率先して総務課内に区民の声を聴かせるべく世話係を新設致しました。

区民の日常生活に最も密接な関係のある瓦斯・水道・電氣・保健衛生・道路交通等公益事業について区民の苦情も多々あることと思ひます。

此の苦情を聞き当該機関に連絡して出来る限り区民の便益に寄與するように致したいのであります。

若し苦情が無視される様な事があれば悪化は更に悪化するでしよう。若し苦情が直ちに処理されれば区はサービスを更に良くすることが出来るのであります。このように区民の福祉増進の爲に公益事業のサービスを速く進んで区民各位の御協力を願ひ致します。

出張所長事務協議会

九月前期の事務協議会を十月二日午前九時より区役所二階会議室に開き、助役、総務、自治振興課長、区民係長、全所長関係の係員出席、左記事項を協議し午前十一時散会した。

(定例)

一、公益事業委員会について

二、寄附條例による募金審査委員会について

三、その他

(定例)

十月前期の事務協議会を十月二日午後一時より区役所二階会議室において開き、収入役、総務課長、自治振興課長、区民係長、関係係員、全所長出席左記事項を協議し午後四時三十分散会した。

記

一、出張所における収入証紙の取扱要領について

二、その他

「福祉事務所設置後における」 「区役所民生課の事務事業について」

本区民生事業の一部は、十月一日をもって独立した豊島福祉事務所に移管されましたが、当該で取扱う事務事業は概ね左記の通りでありますから、御知らせいたします。

- 一、民生課の位置 二階総務課の隣り
- 二、事務事業の内容
 - (一) 災害救助に関する事務

- (二) 未復員者の給與に関する事務
 - 元陸海軍々人、軍國の方で、まだ復員していない方の給與の支拂の取扱い
- (三) 未引揚者の給與に関する事務
 - 昭和二十年九月二日より引続き海外に在つてまだ帰國しない方の給與の支拂の取扱い。
- (四) 成人職業学校に関する事務
 - 本校は職業を得ようとする人、技術を磨いて職場の地位を確保しようとする

- (五) 行旅病人及死亡人に関する事務
 - 進駐軍による被害等故に関する事務
- (六) 進駐軍関係による事故が發生したときの見舞金等請求申請事務の取扱い
- (七) 都民預儀に関する事務、新生活運動の一環として標準的預儀を実施する

- (八) 葬祭用具の貸付事務
 - 区民にして資力乏しく葬祭費の支拂に支障ある人に対して無料にて葬祭用具を貸付する事務を取扱う。旧民生館内授産係に御申下さい。
- (九) 結婚相談に関する事務
 - 申込は本課又は申込所、(各出張所毎に約六カ所宛の申込所あり)
 - 相談は毎週二回(火・金曜日)旧民生館二階(池袋一ノ五)において専門委員が相談に應ずる
- (十) 法律相談に関する事務
 - 相談は毎週一回(水曜日)旧民生館二階において区在任弁護士協力を得て相談に應じています
 - (十一) 生業資金貸付に関する事務
 - 現在貸付後の返還事務の取扱い
 - (十二) 貸付ミシンに関する事務、現在十三台貸付中
 - (十三) 畜犬登録に関する事務
 - 狂犬病予防法による畜犬の届出事務の取扱い
 - (十四) 消費生活協同組合に関する事務
 - (十五) 授産事業に関する事務
 - (十六) 鷹芥の特別処理に関する事務

る人、職業人として教養を高めようとする人等職業技術を目的として設立した第一期 七月十科目二三〇名
第二期 九月十五科目四五〇名
第三期 三月頃の予定
御申下さい。

務 相談は毎週一回(水曜日)旧民生館二階において区在任弁護士協力を得て相談に應じています
(十一) 生業資金貸付に関する事務
現在貸付後の返還事務の取扱い
(十二) 貸付ミシンに関する事務、現在十三台貸付中
(十三) 畜犬登録に関する事務
狂犬病予防法による畜犬の届出事務の取扱い
(十四) 消費生活協同組合に関する事務
(十五) 授産事業に関する事務
(十六) 鷹芥の特別処理に関する事務

講和記念に戸毎に国旗を備えましよう
国旗は國家のシンボルです。待望の講和條約の締結も終り今こそ吾等の手に還つた美しい「日の丸」を敬意と愛情をこめて國民祝祭日には洩れなく国旗を掲揚しましょう。
本区では先頃より「皇居外苑整備協会」の外苑整備運動に協力して各出張所において左記の値段で国旗のお取次を致して居ります。

高田中学校外三校学校 図書館愈々落成開館

予てより新築工事中でありました高田中学校、道和中学校、時習小学校、仰高小学校、の四校の学校図書館も皆様の格別なる御支援に依りここに竣工致しましたので、来る十月十六日の各落成式に依り愈々開館することになりました。尙各落成式は次の通りであります。道和中学校は校舎の増築工事も竣工致しましたのでその落成式も合せて挙行政致します。

高田中学校図書館新築工事落成式十月十六日午前十時於同校
道和中学校増築工事及学校図書館新築工事落成式十月十六日午前十一時於同校
時習小学校学校図書館新築工事落成式十月十六日午後一時於同校
仰高小学校学校図書館新築工事落成式十月十六日午後三時於同校

きたる十月二十四日は國連デーです。自由と平和を象徴する國連旗が官庁、学校、会社、工場、家々に懸がえることは必ずや我等國民の一人一人の胸に大きな希望と確信を興え我國の復興発展、延いては世界平和への寄與に大きな力を及ぼすものであります。本区においては日本國際連合協会の依頼により次のように國連旗購入のあつせんを行つております。

國連旗掲出	
大型	壹千六百円也 (巾四尺五寸×長六尺七寸五分)
中型	九百円也 (巾三尺四寸×巾五尺一寸)
小型	三百円也 (巾二尺三寸×長三尺四寸五分)

ホ、國連旗を勝手に製作したり販売したりすると罰せられます。

尿尿汲取は汲取券で
汲取券は最寄の「売捌所」又は出張所窓口で取扱つております。

一、旗	百五十円也
一、竿	八十円也
一、竿球	三十円也

組合せ券甲 九〇円
組合せ券乙 四五円

申込方法 購入御希望の方は現金をお持ちの上お申込み下さい。申込は予約申込みです

申込期日 十月末日迄
申込場所 各出張所なら

に於いての注意
イ、日本の祝祭日、臨時の國

都府庁事務部出張所から直接作業員が各戸に「汲取券」を廻り届けて居ります。手数料は現金支拂は出来ませんが、作業員も現金で受取れないことになり「汲取券」で御渡して下さい。

火災は年々増加

火災予防週間と現状

首都東京は、着々その復興の姿を見せているが、反面火災は別表統計のとおり、年々増加し、この復興をそがし、とくに本年は各地に人命損傷の悲惨事を起している。これは各種施設の、不備にもよるが、都民一人一人の責任感の欠除であるともいえる。住みよい首都を建設し平和國家の首都として政治、経済、文化などの機能を充分發揮し得られるようにするには、この火災による被害を局限しなくてはならない。

昭和二十六年火災予防運動はこの目的により、火災予防に對する都民の関心の自主的高揚を図り、とくに本年は小中学校児童生徒及び家庭の主婦に主力を注ぎ一般都民の盛り上げる力により火災の軽減と人命損傷をすくなくする方針のもとに次のとおり実施された。

一、実施期日
1、準備週間 九月三十日より十月六日まで
2、火災予防週間、十月七日より十三日まで
二、実施区域 都内二十三区全域 (東京廣報)

月別	件数	程 度				棟 数			焼失坪数			損害額 (圓)	死者 (死)	傷者 (傷)
		全焼	半焼	小火	其他	全焼	半焼	延焼	延焼	延焼				
1 月	257	45	20	180	26	80	58	2,875	2,321	158,013	014	6	47	
2 月	211	50	10	132	19	95	38	3,062	4,048	148,012	767	10	36	
3 月	195	35	18	121	24	54	31	1,730	1,932	71,379	522	4	39	
4 月	154	27	13	82	12	59	28	2,065	2,438	142,846	695	6	32	
5 月	160	24	14	104	18	53	29	1,318	1,621	92,970	078	1	9	
6 月	121	15	9	77	20	21	16	1,208	1,591	88,244	116	2	29	
7 月	84	11	5	54	14	23	9	718	958	119,121	695	0	14	
8 月	121	16	9	80	26	38	23	1,943	2,206	163,438	803	0	40	
計	1284	1233	98	795	170	425	235	14,917	18,115	987,676	638	35	246	

原因別	件数	備 考
電気関係	245	使用器具の器具、構造不良ショートスベーク、荷重、過電流、電線こもら、61件、アイロン20件、コタツ21件
煙 燻	170	飛火、過熱、取扱いによるもの、構造の不備等
煙 燻の吸殻	83	使用後の残り火、取扱い、構造不備、過熱、火がはねて可燃物に着火したもの
こまど	114	炭火が多すぎて掛布が過熱して着火したもの、掛布が炎に接したもの、はね炭が掛布等に着火したもの
こまど	71	炭火が多すぎて掛布が過熱して着火したもの、掛布が炎に接したもの、はね炭が掛布等に着火したもの
薪の引火	34	火筒つばのふたの不完全なもの、急激の入った火筒つばに入れた薪が可燃物にも移行したもの、よく通してなかつた取火
消炭取灰	33	たき火火鉢
たき火火鉢	33	たき火火鉢
たき火火鉢	31	たき火火鉢
火 鉢	22	置き場所の関係、引火性のセルロイドや 結露などの近く又はそれらのもの、器の下においてあつたもの、過熱等
マ ッ チ	16	

月別	件数	程 度				棟 数			坪 数			損害額 (圓)
		全焼	半焼	小火	其他	全焼	半焼	延焼	延焼	延焼		
1 月	5	2	1	2		6	1			130		717,993
2 月	4	1	3	2		1	3			109		1,724,350
3 月	6	3	1	2			1			105.5		3,360,600
4 月	2		2	2								10,000
5 月	7	1	2	4		1	4			86.5		4,480,930
6 月	4	1	1	2		2	1			360		9,171,870
7 月	4		4	4								2,100
8 月	2		2	2								40,500
計	34	8	5	21		13	7			691		19,498,848

豊島区の人口、世帯戸数の現況 (十月一日現在)

総世帯数 三〇、三二二
 人口 男 一三、〇四六 女 一七、二七六
 計 三〇、三二二

庁内の移動に伴う電話番号の変更
 十月一日の庁舎各課の移動に伴い各課の電話番号が左の通り変更した。

民生課 (86) 一〇〇六
 建築課 (86) 六五七
 税務課 (86) 二五五

戸締りは嚴重に

忍込・空巢は一寸したユダンから

忍込、空巢、被害の全せつ盗犯は例年九月から十月が季節的に一番多い。この原因は行楽季節をひかえてお互いの自衛心の緩ゆるものと思われ、るのでお互いの注意によつてこの種の被害の徹底的防止を図る必要がある。

◎空巢予防心得
 1、外出するときは留守番をおくことが一番安全
 2、已むを得ず留守番がないときは人目につかないように工夫して戸締りを嚴重にし、隣近所にたのんでおく。

- 3、たのまれた家では時々見廻るなど責任をもつて留守宅を守るようにする。
- 4、留守にする場合はなるべく派出所か巡廻中パトロール警察官に連絡しておくことよ。
- 5、家人が居る場合でも玄関や勝手口などは用事のない時は鍵をかけておく。
- 6、留守番を誘い出したり或は隣人をだまして空巢を働く

- 1、戸締りは一ヶ所だけでなく、二重、三重にする。
 - 2、戸締りを忘れ勝ちな合所の明りとり或は便所や湯殿の小窓、高窓のせきなどに注意し、更に外から取りはずされないように格子や金網を張ること。
 - 3、硝子破り、焼切り、戸はずし等の被害も相当に多いから外側に雨戸や格子をつける。
 - 4、各家庭に戸締り責任者をきめて就寝前には必ず戸締りの点検及び家の内外の見廻りなどを行い犯人侵入のスキを作らない。
 - 5、就寝の際外を明るく室内を暗くし、己むを得ず点灯するときはカーテンを張つて外から見とらされないようにする。
 - 6、隣近所と連絡できる防犯ベルや警報器を取りつけ、万一の場合に備えて常に点検をおこなうこと。
 - 7、忍込犯人は時として強盗に居住することがあるから犯人の侵入に気が付いた場合は無謀な抵抗は避け、落付いて犯人の相手を早く警察に届け出るようにする。
- (警視庁) (東京廣報)

自動車の臨時運行許可並原動機付自転車事業用旅客軽車輛の検査と検査証の交付をいたします

十月一日より 区役所(管財係)で

自動車の臨時運行許可は、従来は陸運事務所の所管で、その実際の取扱については都内警察署長に委任されていたが、今回道路運送法の制定に伴い区長がこれを行うこととなり、区役所管財係にて事務を取扱う。

(二階二〇番)においてその事務を取扱うことになった。

なお之と同時に旅客軽車輛(輪タク)及び原動機付自転車の検査及び同検査証もそれぞれ管財係にて事務を取扱う。

赤い羽根

共同募金開始さる

十月一日より三十一日まで
(豊島区目標額式百四万五千元)

- 昭和二十三年第一回の共同募金を実施して以来本年で第四回目より十月一日より十月三十一日迄全国一齊に共同募金を実施することになりました。
- この共同募金運動は「民主主義の生きた見本」として「國民たすけあい」運動で身よりのない母子、孤児、浮浪児、病者、老人等特に不幸な同胞に対し民間の社会事業施設の足りない面を援助する運動であります。東京都募金目標額は昨年七千五百万円に比較して本年は八千五百万円に増え、人口の増加と経済事情の急変に伴う收容人員の増えた事と施設の拡充強化に依るものであります。
- (1) 都共同募金八千五百万円
 - (2) 各戸募金六千円
 - (3) 法人募金八百万円
 - (4) 豊島区募金目標額式百四万五千元
 - (5) 平均一世帯募金額四四円
 - (6) 豊島区募金目標額式百四万五千元
 - (7) 平均一世帯募金額四四円

選挙人名簿

本年九月十五日現在調製の基本選挙人名簿は来る十一月五日から十五日間、区役所及び最寄りの

縦覧について

出張所で縦覧することが出来ます。

本年は都民世帯票により登録したので脱落防止のため、必らず縦覧するよ

うに願います。

名簿に登録されていない方は投票することができませんから、縦覧期間中に区役所に申出て登録されるようにして下さい。

縦覧期間を過ぎると登録することはできません

豊島区選挙管理委員会

解説

十月二十四日

国際連合デー

ことしの目標

十月の二十四日は国際連合憲章の効力が発生してから満六周年に当る。この日は國連の誕生を記念する「国際連合デー」と定められ、また十八日から二十四日までの一週間を「國際連合週間」として世界各地に多彩な記念の催しが展開される。講和成立、國際社会復帰の年としてわが國でも日本國際連合協会を中心に種々の計画をたて國連精神の普及をはかるが、この機会に次のような重点によつて國民に対し大いに國連への理解と協力をうながす必要がある。

1 國連は昨年六月末に朝鮮にぼつ発した侵略行爲を防ぐことに全力をそそぐ一方いかにして大國間の意見の相違を調整して平和を維持しようとする努力を続けている。又經濟的社會福祉の増進という方面の專業では、各專門機關の活躍と相まつて技術援助計画の進展に大きな足跡を残している。今日、大多數の國が國際連合による集團保障の原則に積極的協力をしているのをもつても國際連合の力は決して弱くのものではない。國際連合デーは國際連合の業績を検討して、その目的原則を確し、世界平和と各國民の國際協力の促進を念願する日である。

2 講和後のわが國の進路は講和條約に誓つたように、國際連合憲章と世界人權宣言に掲げられてある原則を忠実に実行する所にひらけている。講和條約で日本と國際連合との關係が明示されるまでもなく、ここ一年間に、すでに日本は世界保健機關、國際労働機關、ユネスコに加盟を承認された。さらに本年中に他の國際連合の專門機關に参加を許されるであろう。その他國連の技術援助計画やユニセフの恩恵を受けており、各方面におわたつて國際連合の事業に参加している。独立実現の時に當つて、國際連合デーを祝うことはとくに重要な意義がある。

3 本年の目標

國際連合憲章の冒頭に「われらの生涯において二度までも人類の名状しがたい悲哀をもたらした戦争の惨禍から次代の人々を救い」と記されているように、世界平和の希望をになう次代の人々——兒童への関心こそ本年度の目標である。このことは、さきの四月七日の世界保健デー

特別区民税についてお願い

10月31日は第3期の納期です

○今月は区民税の納期です。納入状況が不良であれば区の事務の運営に大いなる支障を来たすことです。より住みよい区とするのを私達互の心を懸けています。御互の協力を、皆様の絶大な御協力により、御納税して頂くことです。

○今月は既に第三期の納期です。区役所では今月以降滞納税金をなくす為、止むを得ず職員を動員して完納方を御願ひすることにしました。何卒区民各自が職員への訪問を待つことなく率先して納税し他区に劣らない力下さることを切に御願ひ致します。

でもそのスローガンとしてとりあげられている。更に「人種、性、言語又は宗教に差別なくすべての者のための人權及び基本的自由の尊重を助長奨励する」と憲章第一條に掲げられている。この普へん的な人類の目標を實踐することこそ、國際連合の基本的態度である。本年の國際連合週間(十月十八日、十月二十四日)は國際連合の精神の普及及びユニセフ事業への協力に捧げらるべきである。

4 國連デー及び國際連合週間の重点的普及事項は次のとおり。

イ、國連の二つの目標

紛争の解決、經濟的社會的福祉の増進を理解させること。

ロ、專門機關の活動の事例をかかげて理解させること。

即ち、WHO、ユネスコ、ILOを第一目標とし、次でFAO、BANKFUNDに及ぶこと。

ハ、ユニセフが人種、國境宗教、性別に關係なく、その救援事項を行つてゐる事實をよく知らせること。

日本國際連合協会

衛生モデル 視察報告

視察した部落

長野縣上水内郡芋井村大字
富田字、新安、荒安兩部落

長野市より西北方約四軒旧戸隠街道に沿った海拔約七〇〇米東南に面した山腹にある部落で、自動車の便も困難な全くの山間僻地の地であつて林檎・雑穀等の生産に従事している農家が主である。兩部落合せて戸数四九戸、人口二七二人である。

須藤区長は保健衛生施策の参考にするためこの兩部落を去る十月七日視察されたのであるがその時区長に随行して新安部落では芋井村果樹振興対策協議会長であり部落衛生組合長の山田亀之助氏に、荒安部落では文化更生部長の和田忠勝氏に面会し、兩氏及び兩部落の共同組合長の案内で農家の衛生施設等を視察したその報告である。

一、衛生モデル部落となつた動機

(1) 長野保健所に於て農村に衛生モデル部落を設置したい意向があつた。然し殺虫剤を使用する關係上当初の衛生モデル部落としては非養蚕部落を選定することにした。

(2) 芋井村役場はこの長野保健所の意向を聞き前記兩部落は非養蚕部落であることよりして兩部落もモデル部落にしたいことを申出た。

(3) 兩部落では部落会を開き衛生組合を設計保健所技師と具対策を練り本年三月二十五日より実行に着手した。

(4) 兩部落民は従前より衛生には関心を示し毎年春秋の清潔法実施の際等には常に良好なる成績を収め又毎冬期にはおづみの一齊駆除を実施していた。ここ四十年來傳染病の発生もなかつた。然し蠅蚊蚤等の発生には依然として悩まされてきた。

(5) 四月十日を期し愈々越冬昆虫の発生源の除去作業に取りかかつたが当初部落民の中には協力をおしむ者あつた。

(6) 非協力者には、おだやかに説得する一方五人組織を以て五—六戸に責任者(指導者)一人を置き各戸の衛生作業の指導と督促に當つた。尙男女青年等、少年團等も協力し遂に部落民全員が眞剣に協力する様になつた。斯くして兩部落は衛生モデル部落として今夏期待以上の実績を挙げ世間の注目するところとなつたのである。

二、兩部落に於いて実施した蠅・蚊・蚤等の昆虫発生防止捕殺の具体的方法

(1) 冬期(二月—三月)のねづみ駆除。これは従前より殺虫剤を用いて実施していた。おづみは蚤の発生源である。

(2) 三月中旬より遅くも四月中旬までに越冬昆虫(この場合主として蠅)の発生源である便壺・肥溜・畜舎等の周囲の土を厚さ一—二寸、幅三—五寸位(畜舎は土台内側の土を)堀取り、これを畑等に二—三尺の深さに埋め且踏みかためる。堀取つた跡には除虫菊乳剤を撒布し新しい土を入れて固める。即ち蠅の孵化を防ぐのである。

(3) 便壺・肥溜等にはすべて蓋を設け蠅・蚊等の侵入を防ぐ。

(4) 床下には除虫菊乳剤を撒布し、床上にはD・D・Tを坪当り三十瓦を撒布、その上に新聞紙を敷き障を入れた。

(5) 蠅・蚊の増集する場所には、硝子製捕虫器を備へる。捕虫器には酒一合酢一合砂糖四十匁水八合の割合で調製した液を入れて置く。

(6) 屋内の壁・天井畜舎その他蠅・蚊の附着する所には少くも三日に一度はクロソシンを撒布する。

(7) 便壺・肥溜・汚水その他蠅・蚊の発生箇所には時々除虫菊乳剤を撒布する。

(8) 下水道を浚い底土を上げ日乾し害虫卵の死滅をはかり且下水の流水を良くする。

(9) 家の周囲の雑草は二寸以上に伸ばさない様に刈取り殊に家の裏側等陰鬱な場所は努めて清掃し樹木は伐開し通風採光を良くする。

(10) 道路上の馬糞その他汚物は速かに取り除き埋没する道路の清掃等の仕事は少年團が担当している。

三、四月—八月の五ヶ月間に要した兩部落の薬剤費

薬剤	数	単價	計	摘要
D・D・T粉末	四〇・五瓶	三三円	九、三三円	
除虫菊乳剤	三〇・〇ガロン	六〇円	一、八〇〇円	
クロソシン	三一・〇ガロン	四三円	一、三六一円	
粉末撒布器	三二個	九九円	三、一六八円	
液体撒布器	三五個	九九円	三、四六五円	
薬剤運搬賃	一五人分	一三〇円	二、三三〇円	
合計			九、三六八円	長野市より運搬賃

撒布器を除くと純薬剤代としては一戸平均八〇〇円である。後に村費より三〇、〇〇〇円の補助があつたが今年には各戸に於て前記薬剤代は負担したのである。

四、視察を終つて

この兩部落も山村の農家の常として牛馬等の畜舎は主壁の入口の合所の近く設けられているので蠅・蚊の発生増集は殊に甚だしかつたのであるが、今夏は蠅・蚊・蚤等を駆逐し蚊帳も吊らず今まで蚊・蠅を追いするために使つていた團扇は、はじめて涼をとるために使うことが出来たと村の人はよろこんでいた。

牛馬等にも蠅蚊は附着しないので人畜共に健康上受ける効果は大きいわけである。要するに兩部落が衛生モデル部落として実績を挙げることが出来た根本は部落民の熱意と完全なる協力で適切な指導によるものであるという事が出来る。誠に衛生上の効果もさることながら人心の上に及ぼす影響も亦大なるものがあると思ふ。

むべなるかな、この山間の辺鄙な部落、昨年迄は蠅と蚤とに攻められていた汚い部落、それがどの家も、大きい家も小さい家も表の家も裏の家もそしてどの庭もどの道も小綺麗であり部落の人々の顔も何んとおだやかに落ちついて見えるのであつた。

芋井村に於いては九月よりこの衛生施設を全村三十余の部落に及ぼす計画を立て着々実施に向つていふことである。

(以上) (総務係長 橋場美隆記)